

法人外秘

---

---

# 介護職員等処遇改善等 に関する規程

---

---

社会福祉法人 福桜会

(令和6年3月1日 改訂版)

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福桜会（以下「法人」と言う。）の給与規定における一時金として、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算、並びに介護職員処遇改善支援補助金制度に関する事項を定めるものである。

(介護職員の定義)

第2条 この規定に定める介護職員とは、社会福祉法人福桜会と雇用契約を締結し、かつ介護職に従事している者をいう。

## 第2章 介護職員処遇改善加算

(支給対象者)

第3条 介護職員処遇改善加算の支給対象者は、介護職員処遇改善加算制度に定める対象職員とする。

(支給方法)

第4条 介護職員処遇改善加算の支給日は、原則として、一時金とし毎年3月15日とし、毎月の給与支払方法に準じて支給する。

(算定期間)

第5条 介護職員処遇改善加算の算定期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間とする。

(配分方法)

第6条 介護職員処遇改善加算の介護職員への配分方法は、原則として以下の順で行うものとする。

(1) 加算見込額の算定

(2) 上記(1)の交付額から算定期間における「毎月の支給分」「社会保険料事業所負担金」を減じた「今回の配分額」の算出。

(3) 介護職員ごとの労働時間の実績にて「今回の配分額」を、社会保険料事業所負担分を考慮した按分。

2 「毎月の支給分」等は、以下の手当等とする。

(1) 勉強会出席手当 2,000円/1回

(2) ユニットリーダー手当 3,000円/月

(3) 年末年始手当 2,000円/日

- (4) 早番手当 1,000円/日
- (5) 遅番手当 1,000円/日
- (6) 祝日勤務手当 1,000円/日
- (7) 準職員の7月及び12月の賞与
- (8) 介護職員の昇給分

3 年度の途中で退職及び月の途中で採用または退職、欠勤等した場合には支給しない。但し、年次有給休暇及び特別休暇についてはこの限りではない。また、年度途中に採用者については、勤務期間・時間に応じて支給する。

### 第3章 介護職員等特定処遇改善加算

(支給対象者)

第7条 介護職員等特定処遇改善加算の支給対象者は、介護職員等特定処遇改善加算制度に定める対象職員とする。

第8条 介護職員等特定処遇改善加算の支給日は、原則として、一時金とし毎年3月15日とし、毎月の給与支払方法に準じて支給する。

(算定期間)

第9条 介護職員等特定処遇改善加算の算定期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間とする。

(賃金改善対象グループの定義)

第10条 別表の「介護職員等特別処遇改善加算配分ルール」の通りとする。

(配分方法)

第11条 配分方法は、別表「介護職員等特定処遇改善加算配分ルール」で定める通りとする。

2 なお、以下の職員については支給しない。

- (1) 支給日時点で、入職後1年未満の職員
- (2) 中途退職者
- (3) 役職またはその他の職種で年収が440万円以上の職員

### 第4章 介護職員等ベースアップ等支援加算

(支給対象者)

第12条 介護職員等ベースアップ等支援加算の支給対象者は、介護職員等ベースアップ等支援加算制度に定める対象職員とする。

(支給方法)

第13条 介護職員等ベースアップ等支援加算は、給与にて「改善支援手当」として毎月支給する。

2 介護給付額の実績により支給し、算定期間の年度末に支給額の調整することができる。

(算定期間)

第14条 介護職員等ベースアップ等支援加算の算定期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間とする。

(配分方法)

第15条 介護職員等ベースアップ等支援加算の介護職員への配分方法は、正職員、準職員それぞれの勤務形態及び勤務時間等を考慮して支給する。

## 第5章 介護職員処遇改善支援補助金

(支給対象者)

第16条 介護職員処遇改善支援補助金の支給対象者は、介護職員処遇改善支援補助金制度に定める対象職員とする。

(支給方法)

第17条 介護職員処遇改善支援補助金は、給与にて「改善補助金」として毎月支給する。

2 介護給付額の実績により支給し、算定期間の最終月に支給額の調整することができる。

(算定期間)

第18条 介護職員処遇改善支援補助金の算定期間は、令和6年2月1日から令和6年5月1日までの間とする。

(配分方法)

第19条 介護職員処遇改善支援補助金の職員の配分方法は、正職員、準職員それぞれの保有資格、勤務形態及び勤務時間等を考慮して支給する。

## 第6章 その他

(在籍の限定)

第20条 これらの加算金、補助金は、支給日当日に在籍していない職員については支給しない。

(その他)

第21条 この規程は、厚生労働省の「介護職員処遇改善加算金制度」、「介護職員等算金制度」、「介護職員等ベースアップ等支援加算制度」、並びに「介護職員処遇改善支援補助金制度」が終了した場合、その廃止された制度については、同時に廃止するものとする。

2 この規程に定めるものの他、必要な事項は理事長が別に定める。

## 【附 則】

平成30年4月1日	施行
令和元年10月1日	一部改定
令和4年3月1日	一部改定
令和6年3月1日	一部改定

## 特定処遇改善加算 ランク基準

R6.3作成

経験・技能のある介護職員	A 介護福祉士 資格取得者 (a)	1	10年以上・週40時間の勤務に加え、主任又はそれに相当する極めて多くの経験を積んだ者。又はそれに準ずる者。
		2	10年以上・週40時間勤務し、ユニットリーダー又はそれに相当する極めて多くの経験を積んだ者。又はそれに準ずる者。
		3	10年以上勤務し、多くの経験を積んだ者で、40時間/週以下で勤務体制など正職員と同等の勤務が不可の者。
		4	10年以上勤務し、多くの経験を積んだ者で、25時間/週以下で勤務体制など正職員と同等の勤務が不可の者。
他の介護職員	B (b)	1	介護福祉士資格取得者で5～10年未満・週40時間の勤務に加え、主任又はユニットリーダーに相当する極めて多くの経験を積んだ者。
		2	介護福祉士資格取得者で5年～10年未満、週40時間の勤務し、相当の経験を積んだ者。又はそれに準ずる者。
		3	介護福祉士資格取得者で1～5年未満・週40時間の勤務し、相当の経験を積んだ者。又はそれに準ずる者。又は実務者研修・初任者研修・ヘルパー2級資格取得者で10年以上・週40時間勤務し、極めて多くの経験を積んだ者。
		4	実務者研修・初任者研修・ヘルパー2級の資格取得者で5～10年未満勤務し、多くの経験を積んだ者で勤務時間が週40時間勤務している者。
		5	介護福祉士の資格取得者で1～5年未満勤務し、多くの経験を積んだ者で勤務時間が週40時間未満など正社員と同等の勤務が不可の者。
その他の職種	C (c)	6	実務者研修・初任者研修・ヘルパー2級の資格取得者で1～5年未満で週40時間以上勤務、または5～10年未満勤務し、多くの経験を積んだ者で勤務時間が週40時間未満など正社員と同等の勤務が不可の者。
		7	実務者研修・初任者研修・ヘルパー2級の資格取得者で1～5年未満勤務し、多くの経験を積んだ者で勤務時間が週40時間未満など正社員と同等の勤務が不可の者。
		1	業務における役割を理解する者で、電話当番などの待機当番が可能な看護師。
		2	10年以上勤務し、主任又はそれに相当する極めて多くの経験を積んだ者。
		3	5～10年未満勤務し、業務における役割を理解する者でそれに相当する多くの経験を積んだ者。
		4	1～5年未満勤務し、業務における役割を理解する者でそれに相当する多くの経験を積んだ者。
		5	清掃、運転手